

青森県報

号外第二十号

令和八年
三月二十五日
(水曜日)

目 次

内水面漁場管理委員会

○第五種共同漁業権に係る増殖計画量の基準……………

(海区域漁業調整委員会事務局) ……

○コイの持ち出し禁止及び放流の制限等に関する委員会指示 (同) ……

内水面漁場管理委員会

青森県内水面漁場管理委員会公示第一号

第五種共同漁業権に係る令和八年度増殖計画量の基準は、次のとおりとする。

令和八年三月二十五日

青森県内水面漁場管理委員会

会 長 濱 田 正 隆

免許番号	河川 湖沼	魚 種	増 殖 計 画 量 の 基 準
内共第一号	笹内川	アユ ヤマメ イワナ	種苗放流 一万尾(六〇キログラム)以上 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 産卵床造成 一箇所以上

内共第十二号	山田川 沼・田光	フナ	種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上
内共第十一号	十三湖 ・唐川	フナ ウグイ エビ ワカサギ	種苗放流 九千尾(一八キログラム)以上 産卵床造成 二箇所以上 増殖床造成 十箇所以上 産卵床造成 二箇所以上
内共第九号	前潟・ セバト 沼・明 神沼	ワカサギ	産卵床造成 一箇所以上
内共第七号	平滝沼	フナ コイ	種苗放流 二万尾(四〇キログラム)以上 種苗放流 四千尾(八キログラム)以上
内共第五号	赤石川	アユ ヤマメ イワナ ウグイ カジカ	種苗放流 三万尾(一八〇キログラム)以上 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 産卵床造成 二箇所以上 産卵床造成 二箇所以上 産卵床造成 二箇所以上
内共第四号	大童子 川	アユ ヤマメ イワナ	種苗放流 二千尾(二キログラム)以上 種苗放流 二千尾(四キログラム)以上 産卵床造成 二箇所以上
内共第三号	追良瀬 川	アユ ヤマメ イワナ ウグイ	種苗放流 四万尾(二四〇キログラム)以上 種苗放流 五万尾(一〇〇キログラム)以上 産卵床造成 三箇所以上 産卵床造成 三箇所以上
内共第二号	吾妻川	アユ ヤマメ イワナ	種苗放流 二千尾(二キログラム)以上 種苗放流 二千尾(四キログラム)以上 産卵床造成 二箇所以上

内共第十五号	浅瀬石川	アユ ヤマメ	種苗放流 五千尾(三〇キログラム)以上 種苗放流 二万尾(四〇キログラム)以上
内共第十四号	平川	アユ ヤマメ コイ フナ イワナ ウグイ カジカ	種苗放流 八千尾(四八キログラム)以上 種苗放流 二千六百尾(五・二キログラム)以上 種苗放流 一万二千尾(二四キログラム)以上 種苗放流 千三百尾(二・六キログラム)以上 種苗放流 二千尾(四キログラム)以上 産卵床造成 一箇所以上 産卵床造成 一箇所以上 産卵床造成 一箇所以上
内共第十三号	岩木川	アユ ヤマメ コイ フナ イワナ サクラマ ス ウグイ カジカ カワヤツ メ カワヤツ メ	種苗放流 三万千尾(二八六キログラム)以上 種苗放流 七千八百尾(一五・六キログラム)以上 種苗放流 一万六千尾(三三キログラム)以上 種苗放流 三千尾(六キログラム)以上 種苗放流 七千二百尾(一四・四キログラム)以上 種苗放流 五千尾(五〇キログラム)以上 産卵床造成 七箇所以上 産卵床造成 七箇所以上 産卵床造成 七箇所以上 汲上放流 百尾(一一キログラム)以上

内共第二十号	野内川	アユ ヤマメ イワナ	種苗放流 四千尾(二四キログラム)以上 種苗放流 六千三百尾(一二・六キログラム)以上 種苗放流 九千六百尾(一九・二キログラム)以上
内共第十九号	蟹田川	アユ ヤマメ コイ イワナ ウグイ	種苗放流 八千尾(四八キログラム)以上 種苗放流 八千尾(二六キログラム)以上 種苗放流 八千尾(二六キログラム)以上 種苗放流 八千尾(一六キログラム)以上 産卵床造成 二箇所以上 産卵床造成 二箇所以上
内共第十八号	今別川	アユ ヤマメ イワナ	種苗放流 七千尾(四二キログラム)以上 種苗放流 六千尾(一一キログラム)以上 種苗放流 六千尾(一一キログラム)以上
内共第十七号	増川	アユ ヤマメ イワナ	種苗放流 千尾(六キログラム)以上 種苗放流 一万六千尾(三三キログラム)以上 種苗放流 千尾(二キログラム)以上
内共第十六号	旧十川	コイ ヤマメ イワナ	種苗放流 四万尾(八〇キログラム)以上 種苗放流 四千尾(八キログラム)以上 種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上
		カジカ ウグイ ニジマス	産卵床造成 一箇所以上 産卵床造成 一箇所以上 産卵床造成 一箇所以上
		フナ イワナ	種苗放流 二千尾(四キログラム)以上 種苗放流 一万二千尾(二四キログラム)以上
		コイ	種苗放流 四万八千尾(九六キログラム)以上

内共第二十 八号	内共第二十 七号		内共第二十 六号	内共第二十 五号	内共第二十 四号	内共第二十 三号	内共第二十 二号	内共第二十 一号
大沼	野牛川		大畑川	易国間 川	目滝川	川内川	野辺地 川	野辺地
コイ	コイ ウナギ	ウグイ イワナ イワナ ヤマメ	アユ ヤマメ ヤマメ イワナ	アユ ヤマメ イワナ	アユ ヤマメ イワナ	アユ ヤマメ イワナ ウグイ	アユ ヤマメ イワナ	ウグイ
種苗放流 一万五千尾(三〇キログラム)以上	種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 種苗放流 四百尾(八キログラム)以上	産卵床造成 一箇所以上	種苗放流 一万八千尾(一〇八キログラム)以上 種苗放流 五千尾(三〇キログラム)以上 産卵床造成 一箇所以上 種苗放流 三千尾(六キログラム)以上 産卵床造成 一箇所以上	種苗放流 五千尾(三〇キログラム)以上 種苗放流 六千尾(一二キログラム)以上 産卵床造成 三箇所以上	種苗放流 千尾(六キログラム)以上 種苗放流 千尾(二キログラム)以上 産卵床造成 三箇所以上	種苗放流 六千尾(三六キログラム)以上 産卵床造成 五箇所以上 種苗放流 二万四千尾(四八キログラム)以上 産卵床造成 六箇所以上	種苗放流 八千尾(四八キログラム)以上 種苗放流 六千四百尾(一二・八キログラム)以上 種苗放流 六千四百尾(一二・八キログラム)以上	産卵床造成 二箇所以上

内共第三十 六号	内共第三十 四号	内共第三十 二号	内共第三十 一号	内共第三十 号	内共第二十 九号	内共第二十 八号	内共第二十 七号	内共第二十 六号
小川原	高瀬川 ・市柳 沼・田 面木沼	老部川	老部川	小老部 川	左京沼			湖・内 沼・花 切川・
ヤマメ イワナ コイ	コイ フナ ウナギ ワカサギ	ヤマメ イワナ	アユ ヤマメ イワナ ウグイ	アユ ヤマメ イワナ ウグイ	コイ ウナギ ワカサギ エビ	ウナギ	ウナギ	ウナギ
種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 種苗放流 十五万五千尾(三一〇キログラム)以上	種苗放流 六千尾(二二キログラム)以上 種苗放流 千尾(二キログラム)以上 種苗放流 五百尾(一〇キログラム)以上 ふ化放流 三千万粒以上	種苗放流 五千尾(二〇キログラム)以上 種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上	産卵床造成 二十箇所以上 種苗放流 三万尾(六〇キログラム)以上 産卵床造成 二十箇所以上 産卵床造成 二箇所以上	産卵床造成 二十箇所以上 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 産卵床造成 二十箇所以上 産卵床造成 二箇所以上	種苗放流 千二百五十尾(二五キログラム)以上 種苗放流 一万五千尾(三〇キログラム)以上	種苗放流 千二百五十尾(二五キログラム)以上	産卵床造成 三箇所以上 増殖床造成 二十箇所以上	種苗放流 二千五百尾(五〇キログラム)以上

内共第四十号	新井田川	アユ ヤマメ	産卵床造成 二箇所以上	種苗放流 一万尾(六〇キログラム)以上 種苗放流 一万六千尾(三二キログラム)以上
内共第三十号	馬淵川	アユ ヤマメ コイ	種苗放流 二万八千尾(一六八キログラム)以上	種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 種苗放流 六万四千尾(一二八キログラム)以上
内共第三十号	葛沼	ヒメマス ウグイ	種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上	種苗放流 五万尾以上 種苗放流 二千二百尾以上 増殖床造成 十六箇所以上
内共第三十号	奥入瀬川・明神川	アユ ヤマメ コイ イワナ ニジマス ウナギ サクラマス ス	種苗放流 八万尾(四八〇キログラム)以上 種苗放流 六万四千尾(一二八キログラム)以上	種苗放流 三万尾(六〇キログラム)以上 種苗放流 二万尾(四〇キログラム)以上 種苗放流 四千尾(八キログラム)以上 種苗放流 三百尾(六キログラム)以上 種苗放流 四万尾(四〇〇キログラム)以上
	砂土路川・七戸川	フナ ウグイ ワカサギ エビ	産卵床造成 三箇所以上 産卵床造成 三箇所以上 増殖床造成 三箇所以上	産卵床造成 三箇所以上 産卵床造成 三箇所以上 産卵床造成 三箇所以上

十内共第一号	十和田湖・奥入瀬川	ヒメマス サクラマス ス(陸封型) コイ フナ エビ	種苗放流 七十万尾以上 種苗放流 一万尾以上	産卵床造成 五箇所以上 種苗放流 四万尾(八〇キログラム)以上 産卵床造成 二箇所以上 産卵床造成 三箇所以上 産卵床造成 八箇所以上
--------	-----------	---	---------------------------------	--

青森県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百一十條第一項及び第七十一條第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、本県内のコイ(マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。)の取扱いについて、次のとおり指示する。

令和八年三月二十五日

青森県内水面漁場管理委員会

会長 濱田正隆

一 指示の内容

1 コイの持ち出しの禁止

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面(以下「公共用水面等」という。)において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあるとして知事が定めた水域(水面に設置した工作物等により、コイの遡上と考えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。以下「指定水域」という。)においては、青森県内水面漁場管理委員会(以下「委員会」という。)が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。

なお、指定水域については、青森県知事が別途定め、速やかに公表するものとする。

2 放流等の制限
ただし、公的機関が試験研究や検査に供する場合は、この限りではない。

公共用水面等において、コイを放流する場合には、放流用のコイが次に掲げる要件のいずれにも該当するコイでなければ、放流してはならない。ただし、採捕したコイをその場で再び放流する場合及び委員会が承認した場合は、この限りではない。

(一) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息していたコイでないこと。

(二) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息し、又は生息していたコイと水を介しての接触がないこと。

(三) PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）でコイヘルペスウイルス陰性が確認されたコイであること。

3 遺棄の禁止

生死を問わず、公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

二 指示期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十一円七十銭